

| | | |
|----|-----|--|
| 目次 | 1 | 研究科長・学部長からのご挨拶 [山本隆司] |
| | 2 | 総合法政専攻長から [谷口将紀] / 東京大学のダイバーシティ&インクルージョンへの取組と法学部 [沖野真巳] |
| | 3 | 第62回比較法政シンポジウム「サステナビリティ・ガバナンスの最新動向と企業法上の諸論点」[神作裕之] / 革新的情報技術セミナー [加藤貴仁] |
| | 4~6 | 新任教員からのご挨拶 [遠藤 乾、梅林 啓、板橋拓己、フィリップ・リップシー、梅川 健、金子剛大] / 退職教員からのメッセージ [藤原帰一] / 山本隆司研究科長・学部長が消費者支援功労者として表彰を受けました / エッセイ・コロナ禍後の大学の授業 [樋口亮介] |
| | 7 | 「法制史資料室デジタルコレクション」について [新田一郎] |
| | 8 | 追悼・西尾勝先生のご逝去を悼む [金井利之] / オープンキャンパスのお知らせ / 広報委員会からのお知らせ |

研究科長・学部長からのご挨拶

法学政治学研究科長・法学部長

山本隆司

本年4月より3年の任期で、大澤裕教授の後任として、法学政治学研究科長・法学部長を務めることになりました。専門分野は行政法、特に行政法総論と行政訴訟法です。1988年に本学部の当時の第2類（公法コース）を卒業し、法学部助手に就任して以来、本研究科・学部で研究教育に携わってきました。その間、1995年から97年と2015年から16年の通算3年は、ドイツのハイデルベルク大学で研究教育に従事しました。

年度の節目の話題を続けましょう。本年3月に、国際政治担当の藤原帰一教授が定年退職されました。4月に本研究科・学部にお迎えした教員スタッフは6名で、国際政治担当の遠藤乾教授、国際政治史担当の板橋拓己教授、現代日本外交担当のフィリップ・リップシー教授、アメリカ政治外交史担当の梅川健准教授、そして、法科大学院常勤専任実務家教員で弁護士の梅林啓教授、金子剛大准教授です。リップシー教授は、カナダ・トロント大学とのクロスアポイントメントにより着任されました。

法学部の学生については、本年3月の卒業生は384名であり、コース別の内訳は、第1類（法学総合コース）197名、第2類（法律プロフェッションコース）139名、第3類（政治コース）48名でした。4月の進学者は418名（うち女性100名）で、第1類195名（うち女性47名）、第2類188名（うち女性51名）、第3類35名（うち女性2名）でした。

卒業生のうち8名（第1類1名、第2類7名）は、法科大学院進学プログラムの最初の修了者であり、同時に初の早期卒業者でもあります。法科大学院進学プログラムと早期卒業制度は、いずれも法学部と次の段階の教育とを接続させるための特別な制度です。法科大学院進学プログラムは、本学の法学部において、一定範囲の実定法科目の履修を求め、その成績により、本学の法科大学院の入試で筆記試験を免除する等、法科大学院に進学することを容易にする制度です。早期卒業制度は、成績優秀な法学部の学生が、海外を含む他の高等教育機関で学修を続けることを計画する場合に、セメスターごとの履修上限単位数を緩和し、3年または3年半での卒業を可能にする制度です。早期卒業制度は、法科大学院への進学を計画する場合に限らず利用できますが、現状では法科大学院への進学のために利用されています。同制度は、2018年度の法学部進学者から利用できましたが、本年3月に初めて早期卒業の実例が現れたこととなります。

法学部での進学者ガイダンスは、4月1日に25番教室で進学者が一堂に会し、前後左右を1席ずつ空ける「市松模様」で着席して実施されました。このように25番教室が法学部生で満たされる光景は、2年以上見られませんでした。進学者の大半は、2年前に大学に入学し、授業も行事もほとんどをオンラインで経験しましたので、学生にとっても特別な光景であったことでしょう。

今学期は、授業が原則として対面で実施されています。とはいえ、感染状況は終息しておらず、注意を払いながらの船出です。これから本研究科・学部の研究教育の新たなスタイルを築いていくには、卒業生・修了生の皆様から、ますますのご指導・ご支援をいただくことが不可欠となります。どうかよろしく願い申し上げます。



総合法政専攻長から

谷口将紀

(教授・現代日本政治論)



このたび大学院法学政治学研究科総合法政専攻長を拝命しました谷口将紀でございます。よろしくご指導ご鞭撻のほどをお願い申し上げます。

新型コロナウイルス感染拡大防止のための東京大学の活動制限指針の引き下げに伴い、4月より多くの授業が教室で行われるようになり、法学部研究室や図書室の利用制限も緩和されました。本研究科に入学しながら長く足止めされてきた留学生達も、漸次入国が認められ、本郷キャンパスでの学究生活を始めております。久しぶりの対面授業に張り切り過ぎて声をからす教員もいたり（私です）、心なしか学生の発言や質問も以前より活発になったような気がいたします。

他方、新型コロナウイルス感染症の収束は依然として見通せず、とくに外国を含む遠方から多くの受験者を迎えることになる入学試験においてはリスクを大きく見積もる必要があり、本年度も修士課程のA・C・D選抜については、筆記試験に代え書類審査とオンライン口述試験により選抜を行うこととしたところです。これまでの経験を踏まえ、円滑な入学者選抜の実施を期したいと存じます。

本専攻が直面する課題としては、とくに博士課程における入学定員充足率の低下が挙げられます。本年度の修士課程入学者は定員と同じ20名でしたが、博士課程進入学者は定員の40名に対し5名に留まりました。修士課程修了後に就職する者が増えるなど進路が多様化したという肯定的側面もありますが、アカデミアの維持・発展の観点からは博士課程学生の減少は望ましくありません。研究科全体による制度面での取り組みを俟ちつつ、既存制度の運用改善で対応可能な部分につきましては小職も微力ながら尽力する所存でございます。

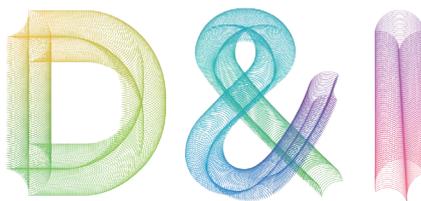
本研究科の博士課程には、修士の学位または専門職学位を持たない実務経験者の出願も可能です（詳細は募集要項をご覧ください）。

ださい。法学部卒業生でご関心をお持ちの方は、ぜひ大学院チームまでご照会ください。引き続き、総合法政専攻に何卒ご支援を賜りますようお願いいたします。

東京大学のダイバーシティ&インクルージョンへの取組と法学部

沖野真已

(教授・副研究科長・評議員)



UTokyo Diversity&Inclusion

「東京大学ダイバーシティ&インクルージョン宣言」の策定が進められ、併行して「UTokyo D&I キャンペーン 2022」が展開されています。ダイバーシティ（多様性）およびインクルージョン（包摂性）については、「東京大学憲章」（2003）が、構成員の多様性の尊重、公正な参画機会の確保等をうたっており、それ以降も、ジェンダー平等、ハラスメント防止、バリアフリー支援など具体的な課題に焦点をあてた各種の宣言が出され、多様性を尊重し、包摂性を推進する姿勢が示されてきました。藤井総長のもと東京大学が目指すべき理念・方向性をめぐる基本方針として策定された「UTokyo Compass『多様性の海へ：対話が創造する未来（Into a Sea of Diversity: Creating the Future through Dialogue）』（2021）において、基本理念の1つとして「多様性と包摂性（ダイバーシティ&インクルージョン）」が改めて打ち出され、具体的な行動計画が示されています。具体的な行動計画の1つが「D&I宣言」の策定です。

法学部・法学政治学研究科においても、この間、これらの課題に取り組んできました。例えば、女性の学生や教員の増加・活躍のためにはまず地道に東京大学法学部の魅力を伝えることと考え、オープンキャンパスをはじめ様々な機会をとらえて、一般的に、また特に女性にとっての法学・政治学を学ぶ意義、法律家という職業などの情報提供を積極的に行っています。また、女性教員の数も着実に増加しています。能力と意欲のある学生が障害ゆえに法学・政治学を学ぶ扉を閉ざされることのないよう「合理的配慮」としてより柔軟かつ多様な具体的な対応を図っています。それでも道は半ばです。UTokyo Compassの基本理念を噛みしめ、その行動計画をふまえ、法学部・法学政治学研究科としても、引き続き、具体的な取組みを模索し進めていきます。



第62回比較法政シンポジウム

「サステナビリティ・ガバナンスの最新動向と企業法上の諸論点」

2022年3月11日、本研究科附属ビジネスロー・比較法政研究センター主催の第62回比較法政シンポジウムが、新型コロナウイルス感染症の影響によりオンラインで開催されました。2011年以降、毎年度末に開催される比較法政シンポジウムは、東日本旅客鉄道株式会社のご後援と公益社団法人商事法務研究会のご協力のもと、社会人向けの公開シンポジウムとして開催されています。

今回は、サステナビリティ・ガバナンスを取り上げ、実務家と研究者から合計6つの報告がなされました。各報告の後、松井智予東京大学教授と西村あさひ法律事務所の武井一浩弁護士からコメントを頂戴し、参加者からチャット機能を用いてお寄せいただいたご質問とあわせて、報告者から応答がなされました。

はじめに神作が、シンポジウムの趣旨を説明した後、サステナビリティ・ガバナンスに係る国内外の動向を概観しました。続いて、内閣府知的財産戦略推進事務局参事官の川上敏寛氏から人的資産・無形資産の投資戦略の開示、オムロン株式会社取締役の安藤聡氏からサステナビリティ要素を経営戦略に取り込む同社の統合的経営の取組みと進展、さらに三菱商事株式会社の藤村武宏氏から気候関連情報の開示の動向についてご報告いただきました。後半では、サステナビリティ・ガバナンスの多



くが欧州から発信されていることを受け、日本証券経済研究所の石川真衣研究員（現在、東北大学准教授）からサステナビリティ関連事項を立法した2019年PACTE法を中心にフランス法の現状についてご報告いただきました。最後に、松井秀征立教大学教授が、ドイツ法を中心とする比較法的視点から株主総会と取締役会の権限分配に関する日本法の特徴を明らかにした上で、日本法に対する示唆を指摘されました。

グローバルなレベルで上場会社と投資家の関心が急速に高まっているサステナビリティ・ガバナンスについて、実務と理論の双方の観点から光を当てることによって、現時点における日本の位置付けを明らかにし、将来的な課題を認識するための貴重な機会になりました。

神作裕之（教授・商法）



革新的情報技術セミナー

科学研究費補助金・基盤研究（A）の支援を受けて、2019年度から研究プロジェクト「人工知能その他の革新的な情報技術の進展に伴う法制度の変容」を実施してきました。研究プロジェクトは森田宏樹教授を代表者とし、自動運転班（班長：藤田友敬教授）、FinTech班（班長：加藤貴仁教授）、シェアリングエコノミー班（班長：白石忠志教授）から構成されています。2021年度は科学研究費補助金の最終年度にあたるため、これまでの研究成果を広く社会に発信することを目的として2022年1月から3月にかけて「革新的情報技術セミナー」を開催しました。「革新的情報技術セミナー」はZoomを用いた公開セミ



ナーであり、「プラットフォーム・シェアリングエコノミーと競争法」（1月24日開催）、「自動運転と法」（2月16日開催）、「デジタルトークンと法」（3月9日開催）から構成されます。研究プロジェクトの目的は、人工知能やIoTなどの情報技術の進展により生じ得る新たな財やビジネスモデル並びに既存の産業構造の転換が従来の法的規律の枠組みにどのような変革を要請しているのかについて、基礎的な研究を行うことです。このような研究を実施するためには先端技術を用いたビジネスの実務の理解が欠かせません。そのため本研究プロジェクトの実施に際しては関連する領域の実務家にもご協力をいただき、「プラットフォーム・シェアリングエコノミーと競争法」には藤井康次郎氏（西村あさひ法律事務所パートナー弁護士）、「自動運転と法」には佐藤典仁氏（森・濱田松本法律事務所パートナー弁護士）、「デジタルトークンと法」には芝草浩氏（西村あさひ法律事務所パートナー弁護士）にご登壇いただくことができました。この他、各回とも多くの方にご参加いただき、登壇者との間で活発な意見交換を行いました。

科学研究費補助金の助成期間は2021年度で終了しましたが、本研究プロジェクトが取り組んだ課題の重要性は今後も増していくことが予想されます。本研究プロジェクトの研究成果は将来の立法作業等に貢献することが期待されます。

加藤貴仁（教授・商法）

新任教員からの ご挨拶



遠藤 乾 (えんどう・けん)

教授・国際政治

この4月1日付で本研究科に赴任して参りました遠藤乾と申します。専門は国際政治です。以前は、母校の北海道大学にて四半世紀ほど教鞭をとっておりました。

留学時代を含め、ベルギー3年、イギリス3年、イタリア2年半、フランス1年、アメリカ1年、台湾8ヶ月、北京、オスロ、ルクセンブルクにも1ヶ月ほどおりました。どこもそれぞれに好きですが、引退したらまたフィレンツェかローマに住みたいのです。

新たな職場で新鮮な緊張を覚えます。まだ数週間しか教えておりませんが、優秀な学生さんたちとゼミをするのが楽しいです。いまは秋学期に2年生向けに行う大講義の準備で頭がいっぱいと言いたいところですが、ウクライナ侵攻のような危機にどうしても思考が向いてしまいます。このところ、ユーロ危機、難民危機、ブレグジット、トランプ、ミャンマーなど、国際政治は気が散りやすいようにできているのかもしれませんが。

そうしたなか、定年まで与えられた9年という時間で、学術的なプロダクション含めて、どれくらい後世に残る仕事ができるのか、自問する毎日です。とりあえず、仕事しやすいように研究室を整備し、雑文とメディアの仕事徐徐に減らして、腰を入れて勉強しようと思います。ふつつかものですが、よろしく申し上げます。



梅林 啓 (うめばやし・けい)

教授・企業法務、コンプライアンス、危機管理

令和4年4月1日付けで、弁護士からの法科大学院専任実務家教員として着任致しました。平成元年3月に法学部を卒業し、司法修習生を経て、平成3年4月に検事に任官しました。検事時代は、各地方検察庁、法務省刑事局・秘書課、在連合王国日本国大使館一等書記官、内閣官房副長官秘書官など、様々な部署で仕事をさせていただきました。平成19年2月に検事を退官し、弁護士登録をして現在に至っております。

弁護士としては、企業法務、コンプライアンス、危機管理を主たる専門分野にしておりますが、もう少し具体的にいえば、企業において発生する様々な不祥事、不正事案について、企業の立場から、そのリカバリーのためにどのように対処すべきかを総合的にアドバイスしています。使っている法域は、民法、会社法、刑法、民事訴訟法、刑事訴訟法はもちろん、独占禁止法、金融商品取引法、不正競争防止法、各種業規制法（いわゆ

る行政法の分野)、はたまた国際公法などにも及んでいます。もちろん、個々の法律の全てを網羅的に使っているというわけではなく、断片的に使っているというのが正確です。

実務的には重要でありながら、研究がなかなか進んでおらず、また行政機関の側も理論的な整理をしないまま使われてしまっている行政調査の分野は、私が最近精力的に取り組んでいる分野です。

これらの経験を生かして、学生たちに、実務の醍醐味を教えたいと思っています。



板橋 拓己 (いたばし・たくみ)

教授・国際政治史

2022年4月1日付で着任いたしました。栃木県に生まれ育ち（生まれは小山市、小学校から佐野市）、北海道大学法学部・大学院法学研究科で計13年間学びました。その後、2010年から22年3月まで成蹊大学法学部に勤務しておりました。一度も本学に学生として在籍したことがない教員は、ひょっとすると珍しいのかもしれません。

専門は国際政治史で、とくに近現代のドイツ政治外交史を研究しています。「中欧」構想と呼ばれたドイツ中心の広域秩序構想の歴史、ドイツ連邦共和国の初代首相であるアデナウアーの政治的伝記、ヨーロッパ統合とキリスト教保守主義勢力との関係について、これまで本や論文を著してきました。2016年から18年までケルン大学に客員研究員として滞在して以来、ちょこちょこ現代ドイツ政治の解説めいた仕事もするようになりました。最近では、1989/90年のドイツ統一プロセスについて、各国で解禁された外交史料を用いて、外交史的・国際関係史的に分析しています。こう見ると関心がバラバラなようですが、「ドイツ問題」と呼ばれる、ドイツとヨーロッパ、あるいはドイツと世界との（厄介な）関係の歴史に一貫してこだわってきたつもりです。

講義は国際政治史を担当します。本学ではすでに2018年度から非常勤講師として同講義を担当してきましたが、22年2月以来のロシアによるウクライナ侵攻をうけて、いっそうこの分野の重要性が高まったと考えております。本学の優秀な学生の期待に応えるような講義をしていきたいと思っております。よろしく申し上げます。



Phillip Y. Lipsky

(フィリップ・リップシー)

教授・国際政治学、国際政治経済論、日本の政治と外交

2022年4月1日付で着任いたしました、フィリップ・リップシーと申します。国際政治学、国際政治経済論、日本の政治と外交などを研究しています。東京大学ではクロスポイントメント制度によるトロント大学との兼任という形で、主に夏の期間に英語で日本の国際関係の授業を担当させていただく予

定です。

私は2001年にスタンフォード大学政治学部・経済学部を卒業、2002年に同大学国際政策修士課程修了、2008年にハーバード大学で政治学のPh.D.を取得しました。スタンフォード大学政治学部助教授を経て、2019年にトロント大学政治学部准教授、及び日本研究センター所長に就任しました。2022年7月より同大学でも教授に昇任します。

私はアメリカ人ですが、母は日本人で、小学校途中から高校卒業まで東京のアメリカンスクールに通っていました。東京は第二の故郷です。また、学生の頃から日本と世界の架け橋となるような職に就きたいと考えていました。国際関係理論のような普遍的なテーマとともに、日本に対する国際的な理解を深める研究や活動を日頃から志しています。

ここ数年、新型コロナの影響で国際交流の機会が多く失われてしまいました。私も賛同者とともにJapanese Politics Online Seminar Series (JPOSS) を立ち上げるなど、学生や研究者をサポートする新たな試みに取り組んでいます。人と人との結びつきは新しい発想の源であり、国際関係の礎でもあります。東京大学での共同研究や学生とのやりとりを通して、新たな繋がりや発見が生まれることをとても楽しみにしています。どうぞよろしくお願ひ致します。



梅川 健 (うめかわ・たけし)

准教授・アメリカ政治外交史、アメリカ政治

2022年4月1日付けで法学政治学研究科に着任いたしました。「アメリカ政治外交史」を担当いたします。これまで主に、アメリカ大統領制についての研究をしてきました。法学部を2004年に卒業した後に、修士課程と博士課程へとすすみ、久保文明先生にご指導を賜りました。イェール大学への留学後、2012年度には東京大学大学院法学政治学研究科・法学部グローバル・リーダーシップ寄付講座(読売新聞)の特任助教として勤務し、その後、本年3月まで東京都立大学にて9年間お世話になりました。

久しぶりの本郷キャンパスになりますが、大きな木と古い建物が作り出す心地よい雰囲気はもちろん変わっておらず、研究室から授業に向かう際にも楽しく歩いております(「ドーバー海峡」を越えるのは少し大変ですが)。4月からは本格的に対面授業が再開しております、学生の皆さんの前での授業や、演習での議論からとても刺激を受けております。

研究では、アメリカ大統領が政治のルールをどのように変更してきたのか、という問いに取り組んでいます。アメリカ合衆国憲法典は230年以上の歴史をもちつつも、連邦政府の三権について定める文言については基本的に修正されていません。しなしながら、大統領の果たす役割は歴史の中で変わるとともに、行使する権限にさえ変化が見られます。憲法典の変更を伴わない三権分立制の変容メカニズムについて今後も考えたいと思っております。



金子剛大 (かねこ・たけひろ)

准教授・著作権法、エンタテインメント法、スポーツ法

本年4月1日付で法科大学院専任実務家教員として着任いたしました。

2005年に本学法学部を卒業後、本学法科大学院に進学しました。学部時代はお世辞にも真面目な学生ではなく、専らサッカーに明け暮れていましたが、法科大学院では(サッカーには変わらず没頭していたものの)最高の仲間を支えられ、素晴らしい先生方のご指導の下で充実した時間を過ごしました。学生たちはコロナ禍でリアルな交流が少ないと聞きます。学生の法科大学院での生活が少しでも有意義なものになるよう微力ながら尽力してきたいと思ひます。

私自身は弁護士としてエンタメ・スポーツの分野を専門に活動してきました。ややもするとミーハーで軽い印象を持たれがちな分野ですが、断じてそんなことはありません。この分野は世界中でいつの時代も人々の生活を支えてきました。業界を支える方々は命を削って日々最高のパフォーマンスを発揮する努力を怠りません。これを支える弁護士も当然ながら命がけて接していくことが求められますし、果たすべき役割は小さくありません。講義や学生との交流を通じて一人でもそういった分野に関心を持つ学生が現れ、将来この分野を担う人材が出てきてくれればこれほど嬉しいことはありません。

講義の準備は想像を超えて大変ですが、必死に予習をこなし、講義中や講義後に積極的に質問してくる学生たちに接し、大いに刺激を受けています。実務経験と自らの法科大学院時代の経験を踏まえ、わかりやすく実践的な講義をして、少しでも学生の成長に貢献できるよう励みたいと思ひます。

退職教員からのメッセージ



藤原帰一 (ふじわら・きいち)

2022年3月末日をもって、定年により、東京大学を退職した。在職中は、1992年から社会科学研究所助教授として大学院法学政治学研究科を、99年以後は法学政治学研究科教授として大学院に加えて法学部の授業を担当した。

私が社会科学研究所から法学部に移ったのは学部教育に加わりたかったからだ。東京大学は全国から優れた学生を集めることのできる大学だからこそ、大学の名前に寄りかかって自足する学生ではなく、その潜在的に持つ力を伸ばす機会として大学を活用する学生を育てなければならない。重い責任であるが、見方を変えてみれば教員としてこのうえない魅力的な職場でもある。先輩教授と同僚に恵まれてやりがいのある仕事を続ける

ことができた。

私が在職した期間における大きな課題は、東京大学の国際化だった。これは留学生の受入、海外大学への学生の送り出し、あるいは英語による授業を増やすなどといった次元の問題ではない。世界の有力大学のひとつであるというレピュテーションを持ってはいたものの、その評価を支えるだけの力を本当に東大は持っているのか。卓越した研究を進めるために世界各大学がしのぎを削り、優秀な教員と学生を集めるべく競争するなかで、東京大学が果たすことのできる役割を実際に果たしているのか。私は、世界の大学のコミュニティのなかで東京大学を捉え、その課題をつかみ、実践することが必要であると考え、課題認識を共有する教員・スタッフとともに、研究重点型大学の連合体である IARU とそのサマープログラム、大規模オンライン授業 (MOOC) の試行、そして東大全学の国際課外授業というべきグローバルリーダー育成プログラムなどを通して取り組むことになった。

退職した今、どこまでその作業に成果があったのか、心許ない思いが残る。大学の国際化を担うのは国際化に関心のある教員とスタッフであり、そのミッションが大学全体に共有されていたとは必ずしも言えない。課題はまだまだ数多い。道半ばという思いが募ることは避けられない。

とはいえ、能力が乏しく意思も弱い私が少しでも在職中に意味のあることができたとすれば、それは何よりも同僚の先生方、そして先生方に劣らず優秀なスタッフの皆さんとのチームワークの賜物である。皆さまのご協力に深く感謝するとともに、ご一緒に仕事をする機会を得ることができた幸運を噛みしめている。長い間、ありがとうございました。



山本隆司研究科長・法学部長が 消費者支援功労者として 表彰を受けました

大学院法学政治学研究科長・法学部長の山本隆司教授が令和4年5月26日、令和4年度消費者支援功労者として内閣府特命担当大臣表彰を受けました。

消費者支援功労者表彰は、消費者利益の擁護・増進を図ることを目的として消費者支援活動に顕著な功績のあった個人等を顕彰するものであり、昭和60年当時の経済企画庁長官による表彰から行われています。山本隆司教授が受賞された内閣府特命担当大臣表彰は、消費者支援活動に特に顕著な功績があったと認められる個人等に対するものです。

山本隆司教授は、地方制度調査会の委員として今後の社会情勢を見据えた行政の在り方等についての議論に参画するなど、理論と現実の行政運営の橋渡しに尽力し、行政法学の観点から、消費者法制の整備や実効性向上、国・地方の消費者行政の在り方等の諸課題について研究・意見表明等を行い、また、消費者委員会の委員長等の立場で消費者行政の推進等に貢献したことが評価され、この度の受賞となりました。



エッセイ

コロナ禍後の大学の授業

樋口亮介 (教授・刑事法)

2020年に訪れたコロナ禍に対して、大学はオンライン授業という形で対応を行った。開始当初は、オンライン授業に慣れず、参加学生全員マイクがオンになるなどトラブルが多数であった。2020年冬学期になると対応も進み、ロースクールにおいてオンデマンド講義を50分、リアル講義はオンデマンドを見たことを前提に学生との質疑を50分行うという工夫を開始してみた。

2021年も学部ではオンラインが義務づけられた。そこで、夏学期の学部講義では効率よい学習のためのオンデマンド資料の作成を行い、リアル講義は専ら質疑のみというロースクール型の講義スタイルを実施してみた。しかし、テンポよく作ったつもりのオンデマンド資料は、初学者からは難しすぎとの声があがり、また、ローと違って匿名を好む学部の質疑ではリアル講義を盛り上げることが難しかった。コロナ禍以前は、学部でもローでも「結局は良質の内容を話すのは同じこと」と思っていた。しかし、オンライン授業を通じて、大人数・匿名・初学者という学部の特徴と、少人数・顕名・既修者(未修クラスは担当がなかった)というローの特徴の差異を痛感することになった。

そこで、2021年冬学期は、ローでは、情報を詰め込んだオ

ンデマンド講義に対する感想と質問の顕名による書き込み、あるいは、いいね!を押すことを slack 上で義務づけた。そして、対面・オンラインのハイブリッド型のリアルタイム講義では slack の質問を踏まえて、学生が教員を問い詰める逆ソクラテスメソッド(?)を実施した。一方、学部は、全面オンラインのリアルタイム講義中に、投票を行うほか、投票理由を匿名の slido に書いてもらって応答するという形にした。

2022年、通常の対面講義が帰ってきたが、オンライン授業で培った手法を取り込むことにした。学部講義では、教室で slido に接続して投票し、匿名で書き込むことを求め、それを大きなスクリーンに表示している。さらに、講義をオンラインで中継し、同僚教授や法曹実務家に登場していただく試みも開始した。実験第一号の穴戸教授との討論(写真)は、「今後も続けて」という書き込みをリアルタイムでもらうことができた。

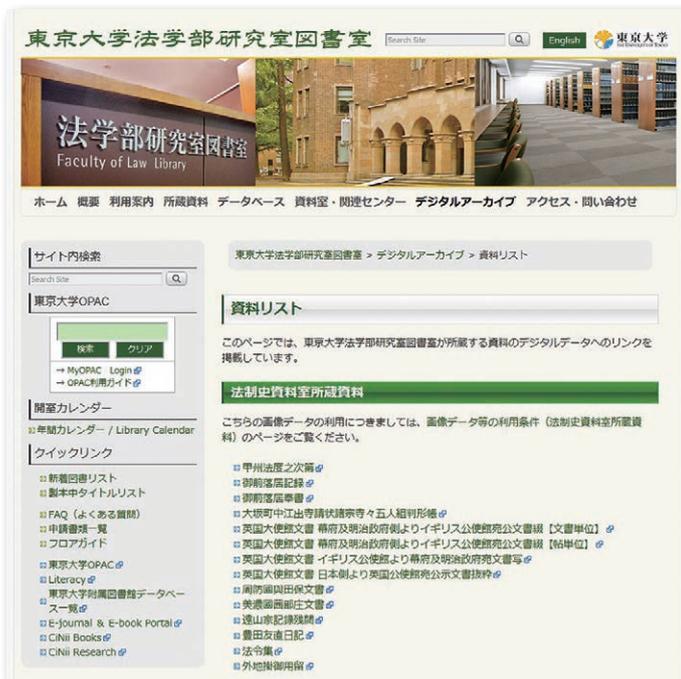
必要に追い詰められて始まったオンライン授業は、学生との交流という点で特筆すべき長所を持つことが明らかになった。これからの大学の授業は、その長所を取り込んだ形で発展していくことになる。

新型コロナウィルスの終息までにはいましばらく時間がかかりそうですが、皆様のご健勝とご発展を心からお祈りする次第です。ありがとうございました。



「法制史資料室デジタルコレクション」について

新田一郎 (教授・日本法制史)



法学部図書室に、法制史資料室と呼ぶセクションがあります。利用したことがある、という方は、本学部の卒業生のうちにも多くはないかもしれませんが、法制史関連の蔵書のうち近代の出版物以外の、史料古典籍の原本写本類が、法4号館B1に配置されています。

これらの資料群は、大正12(1923)年の関東大震災によって喪われた法学部蔵書の再建事業の一環として収集されたものを基とします。法制史講座の初代担当者であった宮崎道三郎前教授から寄贈された蔵書を核として始まり、加えるに古書肆からの購入、帝国図書館・内閣文庫などの所蔵史料の謄写によって蓄積された史料古典籍は、近世(江戸時代)を中心とした日本法制史の史料が主部をなし、現在およそ4500タイトルを数えます。

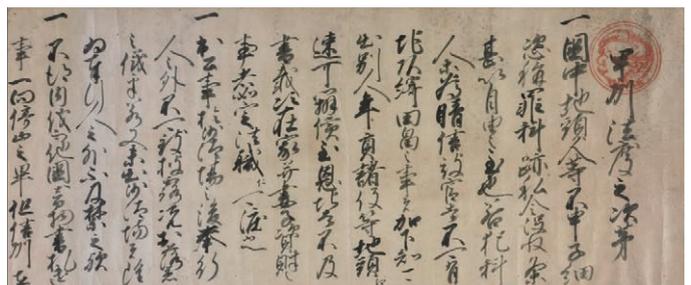
印刷刊行された一般書籍とは異なり、史料古典籍の原本や古写本はいったん滅失してしまえば代替が効きません。かといって貴重な資料をただ筐底に秘していたのでは宝の持ち腐れとなってしまいます。保存と利用をいかにして両立させるか、関係者は長くディレンマを抱えてきましたが、近年の情報技術の進歩によって状況は大きく変わりつつあります。資料のデジタル画像を採録し、検索機能と組み合わせてインターネット上での利用に供することによって、保存と利用の両立を図る試みが広がっています。東京大学では2017年にその種の試みのためのプラットフォームとして「東京大学学術資産等アーカイブズ」を立ち上げており、この仕組みに乗る形で、所蔵資料を順次デジタル化する「法制史資料室デジタルコレクション」が2018年度からスタートした、という次第です。

本年4月現在、法学政治学学術研究科のサイトのトップページから関連施設→法学部図書室→デジタルアーカイブ→資料リスト

とリンクを辿ると、「法制史資料室所蔵資料」として14のタイトルが掲げられています。室町幕府第6代将軍足利義教臨席のもとで決裁された訴訟記録『御前落居記録』、戦国大名武田氏が制定した『甲州法度之次第』、「遠山の金さん」のモデルとなった町奉行遠山景元を輩出した遠山家の日記記録類を含む『遠山家記録残闕』や、幕末の開港地横浜における外国人居留地管理に関する記録『外地掛御用留』など、リストには、各時代、歴史の現場からの情報を伝える資料が並びます。これらは研究だけでなく、演習など教育の場でも利用され、歴史資料に触れる機会を学生に提供しています。

これらに続けて、中世の古文書や近世の高札、さらに『令集解』『御成敗式目』など法制史関係の著名資料の写本群や、近世近代の法制関係資料など、公開へ向けて順次作業を進めています。中でも、明治15(1882)年に施行された日本初の近代的刑事訴訟法である治罪法の起草過程を示す『治罪法草案』や、明治2(1869)年に天皇が東京に移った後の京都留守政府で史官(書記官)を務めた巖谷修の業務日誌『奉職日録』などは、これまで学界でも存在をあまり知られておらず、データの公開を機に活用が期待されるどころです。

無論、これらは法制史資料室所蔵資料のごく一部に過ぎません。中世公家日記の写本や、江戸幕府評定所関係書類(現物は関東大震災で焼失)の調査記録など、多くの貴重資料が順番待ちで列をなしています。また、データを採録し公開したからといって、資料現物の重要性が減じるわけではなく、保存のための措置を要します。虫損や紙質の劣化が懸念されるものについては、補修のためにかなりの手間と費用が必要とされることがあります。学問の基盤を支えるこうした取り組みについて、卒業生の皆様の御理解と御支援を頂戴できれば、有難く存じます。



上: 甲州法度之次第
下左: 治罪法草案 下右: 奉職日録

追悼 ● 西尾 勝先生のご逝去を悼む

本学名誉教授・日本学士院会員の西尾勝先生が、2022年3月22日に肺癌のため逝去されました（享年83歳）。西尾先生は、1938年9月18日に、当時の東京府北多摩郡武蔵野町（現在の武蔵野市）でお生まれになりました。「彦根・井伊家の家老職の子孫」であるという「都市伝説」もありましたが、先生によれば、西尾の家は家老職の分家であり、家老職を出してはいない、とのことでした。



1944年夏に先祖の地・彦根市に疎開してから1949年に戻って以降、留学の期間を除けば、基本的に武蔵野（町）市の市民として過ごされました。西尾先生は、行政学の観点から行政に参与する機会が多かったのですが、職場所在地などの若干の例外事由を除き、あくまで、ご自身が市民として関われる武蔵野市・東京都・日本国に限定してきたとのことでした。

東京都立新宿高校を経て、1957年に東京大学文科一類に入学、法学部第3類に進学して、1961年3月に卒業されました。大学時代は、ワンダーフォーゲル部やセツルメント法律相談部などに参加されていました。外交官、新聞記者、弁護士などいろいろ志望は変わったようですが、結局は研究者を目指され、行政学の辻清明先生のもとで、卒業後、直ちに助手となります。

行政学を、公務員制度の確立の観点から考える恩師や諸先輩に対して、市政改革運動の角度から位置づけるスタンスで、ニューヨーク市政を題材に助手論文を書き、そのまま、1964年5月には法学部助教授に着任されます。この助手論文は改訂・

補筆され、『国家学会雑誌』に「アメリカにおける大都市行政の構造（全7回）」（1965年～67年）として公表されました。

西尾先生の行政学・都市行政学の広がりや、とてもここに書き尽くせるものではありません。実践と理論の往復、権力と参加の往復、国と自治体の往復でもあります。現代行政が計画機能に集約されるという理論を背景に（「計画調整論としての行政学」1966年、『権力と参加』1975年など）、武蔵野市での実践を通じて、武蔵野市型と呼ばれる総合計画体系を構築しました。そのうえで行政学の体系化を果たします（『行政学の基礎概念』1990年、『行政学（新版）』2001年など）。また、今日では常識になっている「二元代表制」論を、実務的政治的要請との緊張関係のなかで、調査報告で提唱しています（『都民参加の都政システム』1977年）。多摩地域の自治体職員との研究活動を背景に、1986年設立の自治体学会の初代代表運営委員として、各地の職員の自主研究活動を支援しました。自治体での実践経験に裏打ちされて、1990年代からの地方分権に関わり、地方分権推進委員会の中心的な委員として第一次分権改革を成し遂げ、さらに、その経験から理論を深めていきました（『地方分権改革』2007年など）。

1999年に東京大学を定年退官し、続いて国際基督教大学で教鞭を執りました。その後、2006年には東京市政調査会（現：後藤・安田記念東京都市研究所）理事長となり、助手論文以来の一貫した研究を続けました。「分を尽くす」と有言実行された先生に、心よりご冥福をお祈り申し上げます。

金井利之（教授・自治体行政学、都市行政学、行政学）

2022年法学部 オープンキャンパスのお知らせ

来る2022年8月3日（水）、4日（木）に「高校生のための東京大学オープンキャンパス2022」が開催されます。感染状況にかかわらず、本年度もオンラインで実施される予定です。法学部も、模擬講義をはじめとして、オンライン上で様々な発信をしてみたいです。

※東京大学本部のオープンキャンパス特設サイト
<https://www.u-tokyo.ac.jp/opendays/>

小島慎司（教授・憲法）

広報委員会よりお知らせ

2022年3月1日に研究科ウェブサイトの全面リニューアルを行いました。今回の改修では、サイトを訪れた方が必要な情報に分かりやすく辿り着けるよう、全体の構成・デザインを大きく変更しています。また、サイト全体の常時SSL化（https化）に伴い、旧サイトからURLが変更になっています。ブラウザの「お気に入り」や「ブックマーク」に登録をされている場合は、新しいURL（<https://www.j.u-tokyo.ac.jp>）に変更をお願いいたします。

新サイトトップページ▶



東京大学 | 大学院法学政治学研究科・法学部

NEWSLETTER
ニュースレター
2022年7月発行 No. 30

〔編集・発行〕…… 東京大学 大学院法学政治学研究科・法学部 卒業生委員会
〒113-0033 東京都文京区本郷7-3-1 東京大学法学部内

<https://www.j.u-tokyo.ac.jp>

ホームページにも学部のニュースなどが掲載されていますので、ぜひご覧ください！



《卒業生委員会事務局への連絡先》

Tel 03-5841-2776

E-mail alumni@j.u-tokyo.ac.jp